条約附属書Ⅱ第10規則５又は６の規定を適用する場合に検査港に到着するまで又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、条約附属書Ⅱ第10規則５㈱又は６㈱の規定に基づいて、……まで効力を有する。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

条約附属書Ⅱ第10規則８の規定を適用する場合に新たな検査基準日を用いるための裏書

新たな検査基準日は、条約附属書Ⅱ第10規則８の規定に基づいて、……とする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

新たな検査基準日は、条約附属書Ⅱ第10規則８の規定に基づいて、……とする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

付録四　方法及び設備の手引書のための標準様式

注釈１　この様式は、標準化された序及び各部における主要規定の目次から成る。この標準様式は、船舶の手引書に反映されなければならない。当該様式の次に、特定の船舶ごとに作成する各部分の内容を記載する。一の部が適用されない場合には、「ＮＡ」を記入し、標準様式によつて求められる番号の付け方に混乱が生じないようにする。標準様式の規定がイタリック体で印刷されている場合には、求められる情報は、当該特定の船舶について記載する。その内容は、設計、取引及び予定される貨物により船舶によつて異なる。標準様式の本文がイタリック体で記載されていない場合には、当該本文は、変更することなく、当該手引書に複写する。

注釈２　主管庁が、この標準様式に示すこれらの内容に加えて、情報及び作業説明書を要求し、又は受け入れる場合には、これらの内容について手引書の補遺Ｄに記載する。

標準様式

ＭＡＲＰＯＬ73／78附属書Ⅱ　方法及び設備の手引書

船名……
船舶番号又は信号符字……
国際海事機関船舶識別番号……
船籍港……
総トン数……
当局の承認印

序

1　1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「ＭＡＲＰＯＬ73／78」という。）は、船舶からの有害物質又は当該物質を含む排出物の海洋への排出による海洋環境の汚染を防止するために作成された。その目的を達成するため、ＭＡＲＰＯＬ73／78は、有害物質の六の主要なグループの船上における取扱い、海洋への排出又は大気への放出に関する詳細な規則を定める六の附属書、すなわち、附属書Ⅰ（鉱物油）、附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質）、附属書Ⅲ（容器に収納した状態で運送される有害物質）、附属書Ⅳ（汚水）、附属書Ⅴ（廃物）及び附属書Ⅵ（大気汚染）を含む。

2　ＭＡＲＰＯＬ73／78附属書Ⅱ（以下「附属書Ⅱ」という。）第13規則は、Ｘ類、Ｙ類若しくはＺ類の有害液体物質又は当該物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出を禁止している。ただし、各分類について定める基準が満たされることを確保するため国際海事機関（ＩＭＯ）が作成した基準に基づく方法及び設備を含む特定の条件に適合する場合は、この限りでない。

3　附属書Ⅱは、ばら積みの有害液体物質の運送について認められた船舶が方法及び設備の手引書（以下「手引書」という。）を備えることを求めている。

4　この手引書は、附属書Ⅱの付録四に基づいて作成されたものであり、また、貨物タンクの洗浄並びにこれらの作業から生ずる残留物及び混合物の排出の海洋環境上の側面に関連するものである。この手引書は、安全に関する手引書ではなく、特に安全上の危険性を評価する場合には、他の資料を参照することとする。

5　この手引書は、附属書Ⅱに適合することを可能とするために要求される方法及び設備を特定し、並びに貨物の取扱い、タンク洗浄、スロップの取扱い、残留物の排出、バラストの積込み及び排出に関するすべての作業方法であつて附属書Ⅱの要件に適合するために従わなければならないものを当該船舶の乗組員のために特定することを目的とする。

6　これに加えて、この手引書は、附属書Ⅱに基づき発給される船舶の貨物記録簿及び証書㈱と共に、船舶が附属書Ⅱの要件に完全に適合することを確保するため規制の目的で主管庁が使用する。

7　船長は、Ｘ類、Ｙ類若しくはＺ類の物質を含有する貨物の残留物又は残留物と水との混合物が海洋へ排出されないことを確保する。ただし、当該排出がこの手引書に記載される作業方法に完全に適合して行われる場合は、この限りでない。

8　この手引書は、主管庁が承認したものであり、主管庁の事前の承認なしに、いかなる部分も修正してはならない。

注　特定の船舶に対してのみ発給された証書、例えば、「ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書」、「ばら積みの危険化学薬品の運送のための適合証書」、「ばら積みの危険化学薬品の運送のための適合証書」を含む。

各部の目次

1　ＭＡＲＰＯＬ73／78附属書Ⅱの主要な特徴
2　船舶の設備及び配置の説明
3　貨物の取卸し方法及びタンクのストリッピング
4　貨物タンクの洗浄、残留物の排出並びにバラストの積込み及び排出に関する方法
5　情報及び方法

第１部　ＭＡＲＰＯＬ73／78附属書Ⅱの主要な特徴

1.1　附属書Ⅱの要件は、ばら積みの有害液体物質を運送するすべての船舶について適用する。海洋環境に対し害の脅威をもたらす物質は、Ｘ類、Ｙ類及びＺ類の三の種類に分類される。Ｘ類の物質は、海洋環境に対し最大の脅威をもたらす物質とし、Ｚ類の物質は、最小の脅威をもたらす物質とする。